

吹田市公告第 134 号

公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 4 月 17 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名称

公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務

(2) 履行場所

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

本事業は、環境省が実施する「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第 1 号事業の 3）（以下「令和 4 年度補正補助金」という。）」に申請している。また、令和 4 年度補正補助金が不採択であった場合、令和 5 年度において、同様の補助金（以下「令和 5 年度補助金」という。）の公募があれば、令和 5 年度補助金に申請する予定である。よって、補助金の採択結果により履行期間は次のとおりとする。

なお、令和 5 年度補助金が不採択の場合であっても、本事業は実施する。

ア 令和 4 年度補正補助金が採択された場合

契約締結日（令和 4 年度補正補助金の交付決定通知受理後、速やかに契約締結予定）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

イ 令和 4 年度補正補助金が不採択（令和 5 年度補助金に申請）の場合

令和 5 年度補助金の採択結果に関わらず、契約締結日（令和 5 年度補助金の交付決定通知受理後、速やかに契約締結予定）から令和 5 年度補助金の事業完了期限まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 本市の競争入札参加有資格者名簿登載業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 入札及び開札の時点において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (5) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人）から、本案件と同一の業務を受注した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請手続及びその審査

本入札に参加を希望する者は、所定の日時に入札参加資格確認申請書等（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。申請書類は、公告日から令和5年4月26日（水）午後5時まで吹田市ホームページ（環境政策室）に掲載する。

なお、申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加できない。

(1) 申請書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 実績報告書（様式2）

(2) 提出期限

令和5年4月26日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。郵送における封筒の作成方法等の指定はない。

(4) 提出場所

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 環境部 環境政策室（高層棟2階）

(5) 資格審査結果の通知

2に掲げる事項について、入札参加資格を確認し、令和5年4月28日（金）にその結果をメールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(6) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年5月8日（月）午後5時まで

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 環境部 環境政策室（高層棟 2階）

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

なお、様式は任意のものとする。

- (2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して令和5年5月10日（水）までに書面で回答する。

5 入札関係書類の配布

本案件の次の(1)～(6)に掲げる入札関係書類は、令和5年5月12日（金）まで吹田市ホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

- (1) 入札心得書
- (2) 仕様書
- (3) 委任状（様式3）
- (4) 入札書（様式4）
- (5) 委任状・入札書の記載の仕方
- (6) 質問書（様式5）
- (7) 入札辞退届（様式6）
- (8) 誓約書（様式7）

6 現場説明会の開催

現場説明会は開催しない。

7 質疑及び回答

本案件に関する質疑は、以下のとおり質問書（様式5）の提出により行うものとする。

- (1) 提出期限 令和5年4月20日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 吹田市環境部環境政策室
- (3) 提出方法 電子メール（E-mail：env-energy@city.suita.osaka.jp）

なお、メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名：参加業者＋送信年月日＋質問書

例) ●●●株式会社が、2023年4月18日に質問書を送信した場合

●●●株式会社 230418 質問書

前記の質疑で提出された質問事項は全てをとりまとめて、令和5年4月25日（火）午後5時に回答を吹田市ホームページに掲載する。なお、質疑がない場合もその旨掲載する。

8 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまで、入札辞退届（様式6）を直接持参又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）により提出することで、いつでも入札を辞退することができる。

9 入札及び開札の日時等

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 日時 令和5年5月12日(金) 午後2時
- (3) 場所 吹田市文化会館(メイシアター) 第1会議室
- (4) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (5) 再度の入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。
- (6) 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

10 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに「吹田市物品購入契約等入札心得書(一般競争入札)」(以下、「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において2に掲げる資格のないことが判明した者のした入札は無効とする。書類審査その他により、故意又は虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

12 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) なお、落札となるべき同値の入札をした者が2人以上ある場合は、くじを実施し、落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

13 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式7)を提出すること。

14 落札決定の取消し及び仮契約の解除

市は、落札者の決定日から契約日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき
- （５）（１）から（４）の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

15 契約の締結

競争入札を行い、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し契約を締結する。

16 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定により免除とする。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

17 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 その他

- （１）入札参加資格を有する者が 1 者であってもこの入札は有効とする。
- （２）申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- （３）入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要領」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

19 問合せ先

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話 06-6384-1782

FAX 06-6368-9900

E-mail : env-energy@city.suita.osaka.jp